

岡 情 審 査 第 1 7 号

平成 3 0 年 7 月 1 2 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会

会 長 福 重 さ と 子

岡山市情報公開条例第 1 6 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 9 年 2 月 1 0 日付け岡障第 1 3 5 4 - 1 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

「社会福祉法人〇〇〇〇〇〇が岡山市に提出した理事会及び評議員会議事録すべて」等の公文書開示請求に対して、一部開示とした決定に対する審査請求についての諮問



## 第1 審査会の結論

本件公文書開示請求に対して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定については、非開示と決定した部分のうち、別表に掲げる情報を除き開示すべきである。

## 第2 審査請求及び諮問の経緯

- 1 本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成28年9月21日付けで、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、社会福祉法人〇〇〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）が岡山市に提出した理事会及び評議員会議事録すべて（以下「本件公文書A」という。）並びに本件法人に対する監査に関わるすべての書類（以下「本件公文書B」という。）について、公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 本件請求に対し、実施機関は、同年11月4日付けで、本件公文書A及び本件公文書Bについて、特定の個人を識別することができる情報については、条例第5条第1号に規定する個人情報に該当し、また法人及び施設の取引に関する情報並びに法人内部の人事上の処遇に関する情報については、条例第5条第2号に規定する法人情報に該当するとして非開示とする一部開示決定を行った。
- 3 上記決定を受けた請求人は、実施機関に対し、平成29年1月20日付けで、本件公文書Aの非開示部分のうち、本件法人の元理事である〇〇氏の発言の開示を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、同年2月10日付けで、本件審査請求の取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

### 第3 請求人及び実施機関の主張の要旨

#### 1 請求人の主張要旨

本件法人の元理事である〇〇氏の発言を過去にさかのぼって非開示とする理由はない。

#### 2 実施機関の主張要旨

本件公文書Aにおいて非開示とした発言については、法人及び施設の取引に関する情報並びに法人内部の人事上の処遇に関する情報であって、開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第5条第2号の法人情報に該当するものとして非開示としている。したがって、発言者が本件法人の元理事であるかどうかは判断基準としていない。

### 第4 審査会の判断

請求人と実施機関との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

#### 1 社会福祉法人の情報公開について

社会福祉法人は、社会福祉事業を主として行う非営利法人であり、その公益性の高さから、経営状況を積極的に公表し、運営の透明性を確保することが求められている。「社会福祉法人の認可について」の一部改正について（平成26年5月29日付、雇児発0529第13号、社援発0529第4号、老発0529第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「連名通知」という。）においても、法人運営の透明性の確保を目的として、現況報告書並びに添付書類である貸借対照表及び収支計算書等について、インターネットを活用して公表することが義務付けられている。

#### 2 本件公文書Aについて

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の36第2項は、社会福祉法人が定款の変更をする場合、所轄庁の認可がなければ、その効力を生じないと規定しており、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28

号) 第3条は、定款の変更の認可を受けようとするときは、定款変更の条項及び理由を記載した申請書に定款所定の手続を経たことを証明する書類等を添付し、所轄庁に提出しなければならないと規定している。

本件公文書Aは、本件法人の理事会及び評議員会の議事録であり、本件法人が、所轄庁である実施機関に対して定款変更等の認可申請を行った際に、定款所定の手続を経たことを証明する添付書類として提出されたものである。

### 3 本件審査請求の争点について

請求人は、〇〇氏が本件法人の元理事であることを理由として、その発言の開示を求めているが、実施機関は、本件公文書Aにおいて非開示とした発言については、条例第5条第2号に該当するものとして非開示としており、発言者が元理事であるかどうかということは判断基準としていないと主張している。これらのことから、当審査会としては、本件公文書Aにおいて非開示とされた部分が条例第5条第2号に該当するかどうかについて判断する。

### 4 条例第5条第2号の該当性について

条例第5条第2号は、法人情報について、当該法人等の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報については、非開示とすることができる」と規定している。この「おそれ」については、単なる抽象的な可能性では足りず、法的な保護を必要とするほどの蓋然性をもって正当な利益の侵害が生じる場合であることが求められる。

当審査会で本件公文書Aを見分したところ、非開示部分の大半が本件法人の施設の取引に関する情報として非開示とされたものであることが確認された。この非開示理由の詳細について実施機関に確認したところ、本件法人が運営する2つの施設（以下「本件施設」という。）について、開示請求時点で事業譲渡の交渉過程であったことから、施設の取引に関する情報を開示することにより、譲渡契約の履行を妨害されるなど、本件法人の正当な利益を害するおそれがあると判断し、関連する情報すべてについて条例第5条第2号に該当するとして非開示としたとのことであった。

しかし、本件法人のホームページに掲載されている平成28年度事業計画では、本件施設については、「運営の悪化により撤退。譲渡先を検討中。」とされており、本件施設が譲渡予定であることが公表されていた。

このように、法人自らが公表している情報については、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報とは認められず、条例第5条第2号には該当しない。

したがって、施設の取引に関する情報として非開示とされた部分については開示されるべきであるが、このうち、事業譲渡の交渉相手先法人名及び具体的な交渉部分並びに本件法人の財務内容や資金計画のうち、連名通知で公表を義務付けられていない部分については、開示することにより本件法人及び相手先法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第5条第2号に該当すると認められることから、非開示とすることが適当である。また法人内部の人事上の処遇に関する情報として非開示とされた部分についても条例第5条第2号に該当すると認められ、非開示とすることが適当である。

## 5 個人情報について

上記4において開示すべきとした部分には、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものが含まれているが、これらの情報については、条例第5条第1号に規定する個人情報に該当することから非開示とすることが適当である。ただし、本件法人の理事等役員の氏名については、登記簿に記載されており、同号ただし書アに規定する、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するため開示すべきである。

## 6 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年 2月10日	諮問書の收受
平成29年 3月17日	審議
平成29年 4月17日	審議
平成29年 5月22日	審議
平成29年 6月19日	審議
平成29年 7月24日	審議
平成29年 8月23日	審議
平成29年10月20日	審議
平成29年11月30日	審議
平成29年12月22日	審議
平成30年 3月13日	審議
平成30年 5月25日	審議
平成30年 7月12日	答申





別表

■ 本件公文書A（社会福祉法人〇〇〇〇〇〇が岡山市に提出した理事会及び評議員会の議事録すべて）のうち非開示とすべき情報

条例第5条第1号該当	○ 理事等役員以外の個人名及び個人の生活状況に関する情報
条例第5条第2号該当	○ 施設取引の交渉相手先法人名及び具体的な交渉内容 ○ 公表を義務付けられていない法人の詳細な財務内容及び資金計画に関する情報 ○ 法人内部の人事上の処遇に関する情報